

明教委企（総）第512号

2025年（令和7年）4月24日

明石市監査委員 菜 虫 忠 司 様
同 藤 田 隆 大 様
同 石 井 宏 法 様
同 正 木 克 幸 様

明石市教育長 福本 悟

教育委員会定期監査の結果に対する措置について（通知）

令和7年3月25日付け明監第103号で提出のあった教育委員会定期監査の結果について、別紙のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知いたします。

1 監査結果の受理日 令和7年3月25日

2 措置の内容

(監査の結果)

小学校教師用指導書の購入事務について

教育委員会事務局学校管理担当では、教科書改訂に伴う教師用指導書の購入事務を行っており、令和6年1月に小学校教師用指導書741セット、43,998,680円分を購入した。

地方自治法第96条第1項第8号は、「その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をする」には事前に議決を要するものとしており、これを受けて本市では議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(以下「条例」という。)が定められている。

今回の小学校教師用指導書の購入は、条例第3条に定める予定価格4,000万円以上の動産を買入れるものとして、議会の議決を経る必要があったが、必要な議決を得ることなく購入していた。

担当課によれば、この事案の原因は、総額が4,000万円以上の購入ではあるものの、教科書の1セット当たりの単価が2万円から10万円程度であったため、議決が必要であるとの認識をしていなかったことにあるとのことである。

今回の事例は、本市の事務執行全体に対する市民等からの信頼を大きく損なうこととなる重大な問題である。

今後、同様の事案が発生しないよう、法令遵守及び財務事務の適正な執行を徹底するとともに、教育委員会はもとより全庁的なチェック体制を確立するなど、適正な事務執行に努められたい。

(講じた措置)

小学校の教科書につきましては、4年に1回教科書改訂が行われておりますが、令和6年度は指導書の1セット当たりの単価が2万円から10万円程度であったため、議決が必要であるとの認識をしておらず、議案を上程しないまま支払い行為を行いました。事案の発覚後、議会に契約議案を上程し、追認議案として手続きを行いました。

今回のご指摘を受け、事務手続きを改めて見直し、「教科書改訂に関する事務マニュアル」に契約額が一定額を超えた場合は市議会の議決が必要である旨、追記いたしました。

今後につきましては、同様の事例が発生することのないよう、修正した当該マニュアルをしっかりと引き継ぎ、各規定や規則等に基づいた事務の執行を徹底してまいります。(学校管理担当)